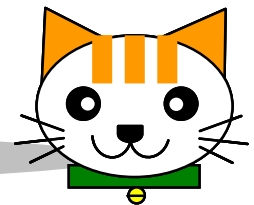




犬猫を取り扱う販売業者の皆様へ



犬猫の販売について、幼齢の犬猫の販売等の制限について、経過措置が改正されました。

今後とも、裏面記載事項も含め、法令を遵守していただき、犬猫の販売取引や飼養管理等について、より一層の適正な取扱いをお願い致します。

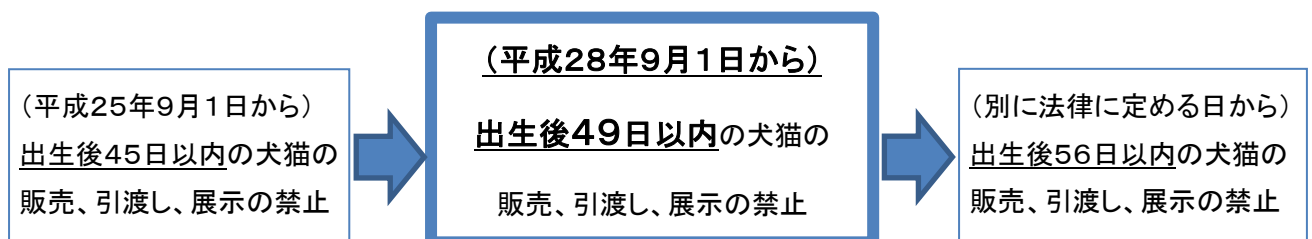
※ 事業者の遵守基準に抵触する不適正な取扱いがなされた場合には、勧告、命令、業務停止や登録取消しの行政措置を受ける場合があります。

○ 幼齢の犬猫の販売等の制限

平成28年9月1日からは、出生後49日以内の犬猫の販売、販売の用に供するための引渡し及び展示が禁止になりました。

これは、法律で定められた日齢が「出生後56日以内」となるまでの移行措置です。

なお、この規制は、幼齢の犬猫を、親兄弟等とともに飼養している状況で購入予定者に見せる場合には適用されません。



なお、幼齢の犬猫の販売等の制限日齢の改正に伴い、これまで、第一種動物取扱業の実施の方法、また、犬猫等販売業者においては犬猫等健康安全計画により、**出生後45日まで**親兄弟等と飼養し、その後販売に供する旨申告していた事業者が、販売、引渡し及び展示の**基準となる日齢を「49日」に変更される場合は、自動的に読替**を行いますので、あらためて変更届を出す必要はありません。

問い合わせ先

23区・島しょ
東京都動物愛護相談センター
〒156-0056 世田谷区八幡山2-9-11
電話 03-3302-3507(番号案内1)

多摩地区
東京都動物愛護相談センター多摩支所
〒191-0021 日野市石田192-33
電話 042-581-7435

裏面もあります



○ 現物確認・対面説明

☆ 購入者に対して、これから販売しようとする**動物の現在の状態を直接**見せなければなりません（**現物確認**）。

カメラ等を使用した映像等による確認方法は、現物確認として認められません。

☆ 動物の飼養又は保管の方法等（18項目）について、**あらかじめ文書等を用いて、対面で説明**しなければなりません（**対面説明**）（**別添1**）。

☆ 第一種動物取扱業者に対して販売を行う場合（いわゆる業者間取引）は、説明文書の交付は必要ですが、現物確認・対面説明は義務付けられていません。

《**犬猫等販売業者の皆さまにあらためてお知らせします！**》

○ 犬猫等健康安全計画の策定及び遵守

皆様には、既に具体的な「**犬猫等健康安全計画**」を提出いただき、その写しをお返ししております。

あらためて、あなたの事業所の取扱いが計画どおり行われているか、**確認**しましょう。

繁殖の実施の有無や、管理方法等計画の記載内容に変更があった場合は、変更後30日以内に「**変更届出書**」の提出が必要です。

○ 定期報告 まだ、提出されていない方、大至急提出してください。

犬猫等販売業者は、犬猫の数について毎年度の定期報告を行うことが義務付けられています。「**犬猫等販売業者定期報告届出書**」に、所有した数、引渡した数、死亡した数を記載して、**翌年度の5月30日までに提出**しなければなりません（**別添2**）。

死亡数の増加等により、不適正飼養等が疑われる事業者は、都道府県から検案書又は死亡診断書の提出を命じられることがあります。

なお、**取扱実績がない場合**（取引実績のない場合、飼養する取扱動物数が**0（ゼロ）頭**の場合）**でも、その旨報告**が必要です。

○ 犬猫等の個体に関する帳簿の備付け

犬猫等販売業者は、**犬猫の個体ごとに帳簿を備え付ける**ことが義務付けられています。帳簿には、個体情報や販売情報など定められた事項を記載し、**記載の日から5年間保存**してください（**別添3**）。

なお「販売時における説明及び確認実施状況記録台帳」及び「取引状況記録台帳」は、犬猫については帳簿をもって代えることができます。帳簿は、行政の求めに応じて見せることが可能な状態であれば、電磁的方法による保存も認められます。

○ 獣医師等との連携及び終生飼養の義務付け

犬猫等販売業者は、飼養する犬猫等の健康及び安全を確保するために、**獣医師等との適切な連携及び終生飼養**を確保することが義務付けられています。